

手話 いいね!!

in 幸手市



「幸手市」の手話

幸

手

市

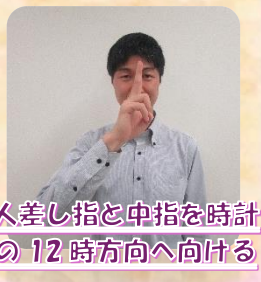


あいさつを覚えよう!

おはよう♪



こんにちは☺



こんばんは★



お天気の手話

☀は れ



くもり



あ め

雨をイメージして!



「指文字」にチャレンジ

さ



く



ら



「手話」ってなに?

手指の動きや表情などを使って考えや気持ち視覚的に表現する言語です。



手話の歴史

以前は手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用する環境が十分に整えられなかった時代もありましたが、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において手話は言語として位置づけられたことなどから、今では「大切な言葉(言語)」として認められ、世界中で使われています。

手話は、主に耳の聞こえない人(ろう者)や聞こえにくい人(難聴者)が日常のコミュニケーション言語として使用しています。

令和8年7月1日

幸手市手話言語条例が
施行となりました。

幸手市手話言語条例

（前文）

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者その他聴覚障がいにより手話を必要とする者（以下、「ろう者」という。）は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、手話を使用するろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、さらに「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が制定され、手話は国の施策としても位置付けられた。

手話によるコミュニケーションが保障される社会の構築は、ろう者の意思疎通を円滑にし、市民の相互理解に欠かせないものである。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使用して安心することができ、広く市民が手話への理解を深め、互いに地域で支え合い、“人と人をつなぐ幸手市”を目指し、この条例を制定する。

（目的）

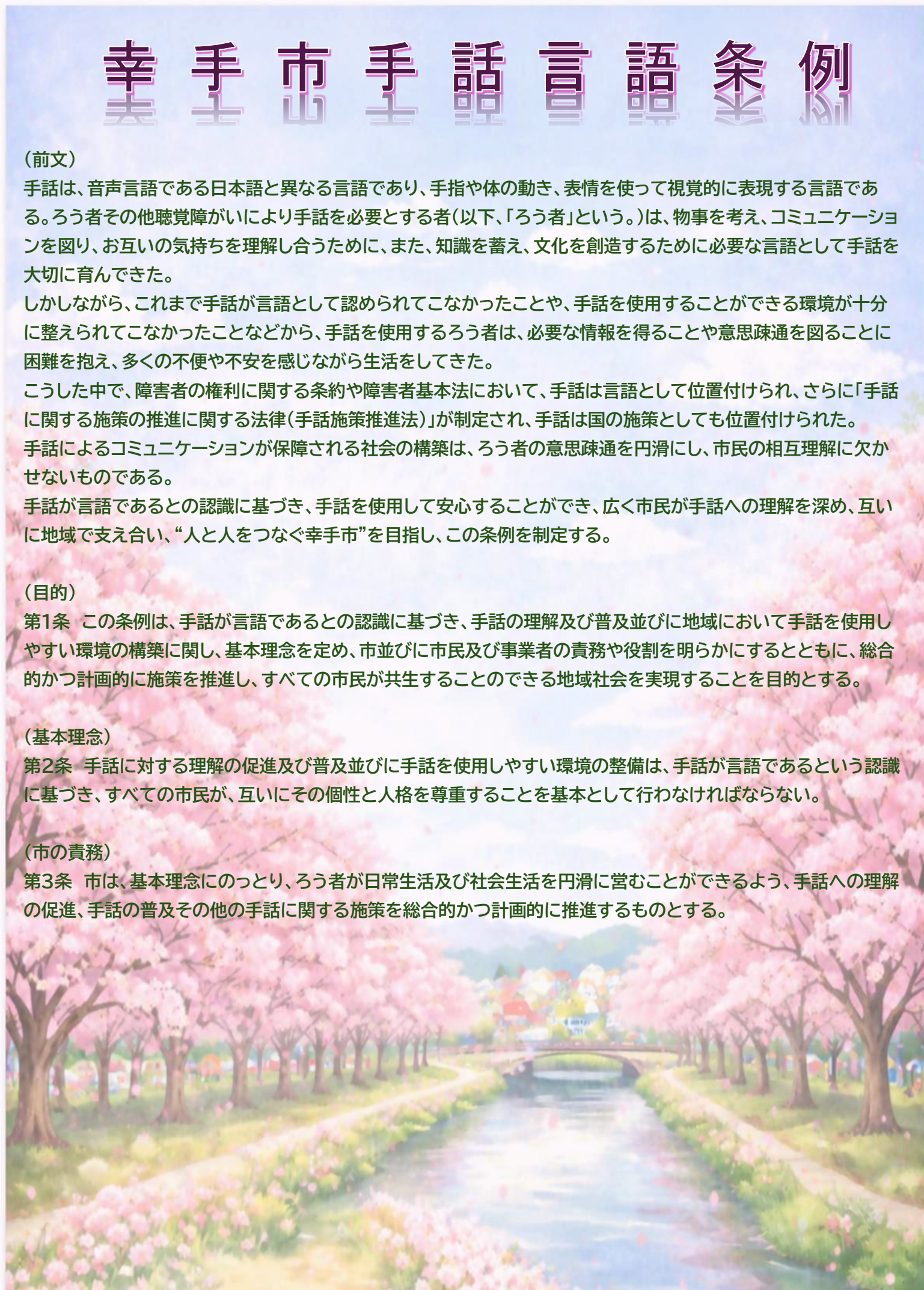
第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務や役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、すべての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び普及並びに手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識に基づき、すべての市民が、互いにその個性と人格を尊重することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、基本理念にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、手話への理解の促進、手話の普及その他の手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。



(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、地域社会で共に暮らす一員としてろう者と手話を理解し、コミュニケーションを図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進等)

第6条 市は、次に掲げる施策の推進に関し、必要な方針を定めるものとする。

- (1)手話に関する市民及び事業者の理解の促進並びに手話の普及に関する施策
- (2)コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (3)手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (4)手話により情報を取得する機会の拡大のための施策及び災害時に備えた情報共有の支援
- (5)学校教育及び社会教育等における、手話の理解及び普及を図るための働きかけ
- (6)手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (7)前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、施策の推進等に関する方針を定めるにあたっては、市が別に定める障がい者に関する計画等との整合性を図るものとする。

3 市は、施策の推進等に関する方針の策定及び施策の取組にあたっては、ろう者やその他関係者との協議の場を設けるものとする。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

「手話」を使用しやすいまちづくり

共生社会って何？

共生社会とは、障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いの違いを認め合い、支え合いながら暮らす社会をいいます。

ろう者にとって手話は重要な言語であり、その理解と普及は、円滑な意思疎通と社会参加の促進に不可欠です。市民一人ひとりの理解と配慮が、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながります。

市の責務

基本理念にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、手話への理解の促進、手話の普及その他の手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

市で実施している手話に関する主な事業

手話を学ぶ機会の確保

“日常会話程度の手話表現技術”の習得を目的として、『手話奉仕員養成講座』を実施しています。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚又は音声・言語機能障がいのある方が、手話通訳者又は要約筆記者を必要とする場（病院・役所の手続きなど）に派遣しています。

地域の皆様へのお願い

手話は、ろう者にとって日常生活や社会参加を支える重要な言語です。

地域の皆様には、手話に対する理解を深めるとともに、耳が聞こえない・聞こえにくい方が安心して暮らせる地域づくりにご協力をお願いします。

日常生活の中で、あいさつや簡単な手話を用いたり、筆談や身振りなどを活用した意思疎通に努めることが大切です。

市内事業者様へのお願い

事業者は、ろう者が安心してサービスを利用できるよう、手話や筆談などによる意思疎通に配慮することが大切です。

また、従業員に対して、手話や、ろう者などへの理解を深めるための研修や周知を行い、適切な対応ができる体制づくりに努めることが求められます。

顧客対応

耳が聞こえない・聞こえにくいお客様に対し、手話や筆談などにより円滑な意思疎通を図るよう配慮することが大切です。

働きやすい環境づくり

耳が聞こえない・聞こえにくい従業員に対しては、情報共有の工夫や職場環境の整備など、安心して働ける環境づくりに努めることが求められます。



気持ちを伝えることば

手話で気持ちを伝えてみよう！



ありがとう

おつかれさま



手首の上に乗せたもう片方の手を
顔の正面まで上げる



「こぶし」で手の甲を2回軽く叩く

聞こえない人・
聞こえにくい人
などに対する理
解を深めよう。

ろう者

音声言語の獲得以前から重度の聴覚障がいがあり、主に手話でコミュニケーションをする人のことです。

中途失聴者

生まれつきではなく、病気・事故などによって人生の途中で耳が聞こえなくなった人のことです。

難聴者

生まれつき、中途にかかわらず、耳がまったく聞こえないわけではないが、聞こえにくい状態にある人のことです。

盲ろう者

視覚と聴覚の両方に障がいのある人のことです。

十分に理解して正しいサポートを！！

① 日常会話・窓口対応での困りごと

困りごと

- ・呼びかけられても気づかない
- ・マスク着用で口の動きが見えず理解できない
- ・筆談を断られる・面倒がられる
- ・専門用語や長い説明が理解しづらい

正しいサポート

- ・正面から顔を見せて、はっきり話す
- ・必要に応じて手話・筆談・スマホ入力などを活用
- ・短く区切って説明する
- ・重要事項は紙や画面で視覚的に提示する

② 緊急時・災害時の困りごと

困りごと

- ・放送やサイレンが聞こえない
- ・避難指示や状況が分からない
- ・周囲の動きから状況を推測するしかない

正しいサポート

- ・文字情報(掲示・スマホ・電光表示)で伝達
- ・ジェスチャーや指差しで避難誘導
- ・事前に「見て分かる避難案内」を整備
- ・個別に直接知らせる配慮を行う

③ 医療・福祉の場面での困りごと

困りごと

- ・症状や痛みを正確に伝えられない
- ・医師の説明が理解できない
- ・同意書や重要説明が十分に伝わらない

正しいサポート

- ・手話通訳・要約筆記の活用
- ・図やイラスト、文字で説明
- ・理解できているか確認(指差しなど)
- ・家族任せにせず、本人に直接説明

④ 店舗・サービス利用時の困りごと

困りごと

- ・呼び出しに気づかない
- ・店員とのやり取りが成立しない
- ・説明や注意事項が聞き取れない

正しいサポート

- ・番号表示や振動呼び出しの導入
- ・手話・指差しメニュー・筆談対応
- ・重要事項は紙で提示
- ・「筆談できます」などの表示

⑤ 社会参加・心理面での困りごと

困りごと

- ・会話に入れず孤立感を感じる
- ・誤解される(無視していると思われる等)
- ・支援を頼みにくい

正しいサポート

- ・意思疎通を図る際は視界に入ってから
- ・伝わらないときも焦らず対応
- ・周囲が理解と配慮を共有する
- ・本人の希望するコミュニケーション方法を尊重

手話以外のコミュニケーション方法



身振り（ジェスチャー）

手や体の動きを使って伝えます。
手話と違い、動かし方に決まりはありません。



筆 談

メモ用紙などに文字を書いて伝えます。
短く分かりやすい文章を書くようにしましょう。



空 書

空中に文字を書いて伝えます。なるべく画数が少なく、分かりやすい文字で伝えましょう。



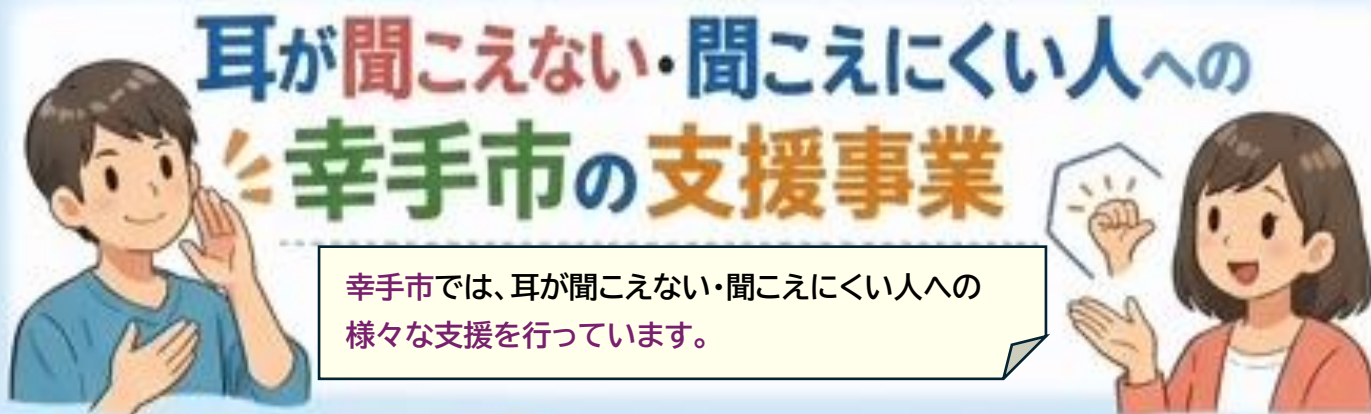
口 話

相手の口の動きを見て言葉を読み取ったり、口の動きで相手に伝えたりします。



その他のコミュニケーション方法

パソコンやスマートフォン、タブレットのアプリを使って声を文字に、文字を声に変換します。



手話通訳者の派遣

市内の耳が聞こえない人が、日常生活(病院の受診など)や社会活動(自治会での会合など)をする上で手話通訳を必要とするときに利用できます。



要約筆記者の派遣

市内の耳が聞こえない人が、日常生活(子の学校での面談など)や社会活動(各種手続きなど)をする上で要約筆記を必要とするときに利用できます。



遠隔通訳サービス機器の活用

耳が聞こえない人と、タブレット端末等を利用して、手話通訳者を介して、対面にて対応するサービス。



手話リンクの実施

「手話リンク」とは、手話を必要とする人が市へ電話で問い合わせをする際に、市のホームページのリンクをクリックすることで、窓口まで出向くことなく、自宅などから手話通訳オペレータを通して相談ができるサービスです。

※詳細は、市 HP(社会福祉課)をご覧ください

通訳オペレータを通じて手話で電話ができます。

通話先：幸手市役所代表電話 (0480-43-1111)



手話奉仕員養成講座の実施(入門編・基礎編)

市が実施する地域生活支援事業の一つで、日常生活レベルの手話技術を習得し、手話サークルや地域活動で耳が聞こえない人などと交流できるボランティア(手話奉仕員)を養成する講座です。

電話リレーサービス等の周知

「電話リレーサービス」とは、耳が聞こえない人と、きこえる人(聴覚障害者以外)を、通訳オペレータが手話又は文字と音声でリアルタイムに通訳・仲介するサービスです。※その他「ヨメテル」のサービスがあります。

幸手市手話言語条例に係る施策の推進方針

幸手市は、手話が言語であるとの認識に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの立場や役割において、手話への理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境づくりを推進し、すべての市民が共生する地域社会の実現を図るため、幸手市手話言語条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を次のとおり定める。

1 手話に関する市民及び事業者の理解の促進並びに手話の普及に関する施策 (条例第6条第1項第1号)

- (1)公共施設に手話に関するリーフレットの配架をするとともに、市の広報紙等を活用し、手話に関する普及啓発を行う。
- (2)手話が言語であることへの理解を深めるため、ブルーライトアップ運動を実施する。
- (3)商工会を通じて、事業者に対し、手話に関するリーフレットの配布や手話奉仕員養成講座の参加案内を行うとともに、施策の推進に必要な情報提供を行う。

2 コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策 (条例第6条第1項第2号)

- (1)手話リンクを導入し、手話による問い合わせや相談ができる環境を整備する。
- (2)窓口で遠隔手話通訳ができる端末を導入し、円滑なコミュニケーションを支援する。
- (3)電話リレーサービス及びヨメテルについて、市民及び事業者への周知を行う。

3 手話を学ぶ機会の確保に関する施策 (条例第6条第1項第3号)

- (1)手話奉仕員養成講座を開催し、手話を学ぶ機会を提供する。
- (2)市職員を対象とした手話に関する研修を実施し、手話への理解を深める。
- (3)市民が気軽に参加できる手話講座を開催し、手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。

4 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策及び災害時に備えた 情報共有の支援 (条例第6条第1項第4号)

- (1)手話リンクを導入し、手話による情報取得の機会の拡大を図る。
- (2)市が実施する行事に手話通訳者を配置し、手話による情報保障を行う。
- (3)避難所にコミュニケーション支援ボードを配備し、災害時の円滑な情報共有を支援する。
- (4)ろう者や関係団体が市の防災訓練に参加する機会を設け、災害時における情報取得や情報伝達等の課題を確認するとともに、災害時に備えた支援体制の充実を図る。

5 学校教育及び社会教育等における、手話の理解及び普及を図るための働きかけ (条例第6条第1項第5号)

- (1)市内小・中学校及び義務教育学校の児童及び生徒に対し、手話に関するリーフレットを配布し、手話への理解を促進する。
- (2)教育委員会と連携し、市内小・中学校及び義務教育学校の児童及び生徒が手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。
- (3)生涯学習の一環として、市民が気軽に参加できる手話講座を開催し、手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。

6 手話通訳者の確保及び養成のための施策 (条例第6条第1項第6号)

- (1)手話奉仕員養成講座を開催し、手話通訳者の育成につながる人材の確保を図る。
- (2)手話通訳者養成講座の広域実施について、検討を行う。

7 その他の事項

- (1)幸手市聴覚障害者協会その他の関係団体と連携し、施策を推進するものとする。
- (2)本方針に定める施策については、実施状況を検証した上で、必要に応じて見直しを行うものとする。

Let's Try



よろしくお願いします

※はなの前あたりで手を軽く握る＝「よろしく」



※手を開きながら、その手を前方にたおす＝「お願いします」

楽しいです

※手を交互に2回上下する



わかりました

※手を下へなでおろす



「手話いいね！！ in 幸手市」

をご覧ください。皆様へ。



幸手市では、「幸手市手話言語条例」を作成するにあたり、ろう者や有識者、福祉団体関係者とともに意見交換を重ねてきました。

その意見交換において、ろう者にとっては日常生活において『手話』がいかに大切か、『手話』でコミュニケーションを取ることができないことによって情報が保障されず、生活の中で多くの不便さや不安を感じているなどの意見がありました。

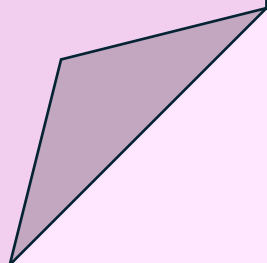
手話を必要とする人が、安心して自分らしく暮らしていくためには、私たち一人ひとりが手話への理解を深め、手話でコミュニケーションを取ることの大切さを知ることが重要です。

このリーフレットが、手話について知り、学び、理解を深めるきっかけとなれば幸いです。

手話が身近に感じられ、誰もが互いを理解し支え合える

“人と人をつなぐ幸手市” を目指して、手話の輪を広げていきましょう。

× 毛





幸手市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉担当

〒340-0192 幸手市天神島 1030-1

電話番号:0480-42-8435

F A X :0480-43-5600

手話リンク

通訳オペレータを通じて手話で電話ができます。

通話先：幸手市役所代表電話（0480-43-1111）



手話で電話



市ホームページから、このバーナーをクリック